

1. 会合名	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」(第5回)議事要旨
2. 日時	平成25年5月10日(金)午後1時00分～午後2時15分
3. 議案	○中間論点整理について
4. 主な内容	<p><b>I. 事務局説明</b></p> <p>議案に先立ち、事務局より、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループにおける検討状況」に関しての評議会等における会員代表者からのご意見及び「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」における検討の状況について説明が行われた。</p> <p>(以下、□は委員発言、⇒は事務局発言)</p> <p><b>(評議会等における会員代表者からのご意見について)</b></p> <p>□ 会員の意見の中には、消費者側の意見と一致している部分があると思う。例えば、登録制の厳格化、免許制への移行の検討、顧客とのトラブル・犯罪歴(行政処分・協会処分・訴訟)の公表、罰則強化といった意見については、中間論点整理の中で具体化できるとよいのではないか。</p> <p>□ 本来検討すべきは証券業界全体の信頼性向上に資するための施策であるのに、一部の業者の不祥事ばかりにスポットが当たってしまい、議論が噛み合わない印象である。既存の顧客に対する信頼性というのは一定程度保たれているのであり、今後は投資未経験者等の新しい顧客を引き入れるため、証券会社の敷居を低くすることも検討すべきである。自主規制機関による監査を受検・公表し、信頼のある会社と取引すれば安心ということをアピールすることが重要であると思う。</p> <p>□ 証券業界は、各社が自ら費用を負担し、自主規制機関を運営していること自体がアピールできる点であると思う。ただ、悪意のある会社は罰則の有無に拘わらず犯罪行為を行うので、罰則強化が直ちに犯罪防止には繋がらないのではないか。怪しい会社を着実に監査することしか方法はないと思う。一方、一般の会員に対しては、違反行為を犯せば不合理になるような罰則強化は意義があり、外務員資格の取消や不都合行為者制度は一定の効果があると思う。協会への加入要件の厳格化も一つの施策であると思う。</p> <p>□ 協会への加入時における審査、加入後の監査、処分の3段階における要件等をどうコントロールするかが問題になってくると思う。</p> <p>□ 不適切な業者を排除することは重要である一方、新しいビジネスモデルなどを検討するにあたっては、ある程度の競合関係が必要であり、新規参入を抑制し過ぎることはよくない。規制とのバランスが重要であると思う。</p> <p><b>(不都合行為者制度等に関するワーキング・グループにおける検討の状況について)</b></p> <p>□ 協会による処分の効力は海外にも及ぶのか。例えば、日本国内で違反行為を行い、不都合行為者の取扱いを受けた者が外国の証券会社に勤務するケースも</p>

あるのではないか。

⇒ 本協会による処分は日本国内しか及ばない。

□ 外務員の処分歴等について、各国の自主規制機関との間で情報交換を行っているのか。

⇒ 例えば、米国 FINRA では外務員の登録、処分等の業務を行っており、すべての外務員について、登録、職歴、処分歴等を公表している。本件は当局、自主規制機関の間で検討すべき課題であるが、各国の個人情報保護、刑事法制などの問題があり、早急に解決できる問題ではない。なお、日証協は FINRA との間で国際的な情報共有に関する覚書 (MOU) を締結しており、法令と覚書の範囲内での情報交換が可能な体制を整備している。

□ FINRA の処分は米国内での登録取消のみであり、海外での勤務について制約はないため、日本国内の証券会社がレピュテーションリスクを負った上で採用するのは可能である。

## II. 中間論点整理について

事務局より、資料に基づき、中間論点整理について説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

### (中間論点整理 (案) について)

□ 本ワーキングで検討した施策は、各会員の自主性に委ねるような規制のあり方にしていただきたい。ただし、悪質な証券会社に対しては、自主的な取り組みが期待できないため、規制と監視の強化を図る必要がある。各施策ともに、賛成、反対の意見があるが、集約できる施策については、取りまとめていただきたい。

### (財務諸表の外部監査の代替案について)

#### 【代替案】

以下のような施策について、協会及び投資者保護基金において早期に検討し、導入することについて、どのように考えるか。

①協会又は投資者保護基金は、監査・モニタリングの結果、会員が作成する財務諸表、自己資本規制比率の報告、顧客資産の分別管理の状況報告等に鑑み、必要と判断した場合には、当該会員に対し、公認会計士又は監査法人による監査の受検を勧告する。

②当該会員が上記の勧告に応じない場合において、協会又は投資者保護基金が公益又は投資者保護のために必要と判断した場合には、その事実を公表する。

□ 外部監査の受検の勧告を行ったとしても、財政的に厳しい状況に陥っていると考えられるため、難しいかもしれない。しかし、悪質な会社に対しては、こういった施策が一つのハードルになるのではないか。

以上

5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）